

○京都学園大学バイオ環境学部及び大学院バイオ環境研究科動物実験指針に関する  
取扱要綱

平成18年5月19日  
制定

(目的)

第1条 この要綱は、学長策定のもと動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、平成11年12月22日一部改正)並びに実験動物の飼養及び保管等に関する基準(昭和55年総理府告示第6号、平成14年5月28日一部改正)の趣旨、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(文部科学省告示第71号、平成18年6月1日)にのっとり、京都学園大学において動物実験を計画及び実施し、並びに実験動物を飼育・管理する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験の実施と実験動物の管理を促すことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、本学において行われる哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いるすべての動物実験に適用する。

2 哺乳類及び鳥類以外の動物を用いる実験については、この要綱の趣旨を尊重するものとする。

(動物実験環境の整備)

第3条 学長は、本学における教育・研究上の必要性に則した動物実験が適正かつ円滑に実施されるよう動物実験施設及び実験室等の設備を整備するとともに、その管理、運営に必要な組織体制の整備に努めなければならない。

(動物実験委員会)

第4条 本要綱の目的を達成するため、本学に学長が設置した動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。この委員会は、本学において行われるすべての動物実験の適正な運用とその実態を把握する。

2 委員会は、学長が委嘱した教員若干名をもって構成する。動物実験に直接関与しない教員も含める。

3 委員会は委員長を置き、委員の互選によって選出する。

4 委員長は委員会を招集し、議長となる。

(実験計画の立案と承認)

第5条 実験者は、動物実験の範囲を研究目的に必要な限度にとどめるため、適正な供試動物の選択、実験方法の検討を行うとともに、利用する動物実験施設の管理者、実験動物管理者及び飼育担当者の協力を得て、適正な動物実験に必要な飼育環境等の条件を確保しなければならない。

2 実験者は、第1項の点を含め、実験計画の立案にあたっては、実験動物に熟知した者の意見を求めたり、必要に応じて、委員会の助言等を求めることができる。

3 実験者は、供試動物の選択にあたって、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝的・微生物的品質、飼育条件等を考慮しなければならない。特に微生物的品質に関しては、実験成績の乱れ、周辺動物への感染の拡大及び実験者等への感染を防止するため、管理者の指示に従わなければならない。

4 実験者は動物実験を実施するにあたって、所定の実験計画書を委員会に提出して、学長承認を受けなければならない。

(動物の検収と検疫)

第6条 実験者は、動物の発注条件、異常、死亡の有無、動物の状態、輸送方法、輸送時間等を確認する。

2 実験者は、実験動物の検疫を実施しなければならない。

3 実験者は、これらの作業の一部または全部を管理者に委嘱することができる。

(実験動物の飼育管理)

第7条 実験者、管理者、実験動物管理者及び飼育担当者は協力して、適切な施設、設備の維持、管理に努め、適切な給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。

2 実験者、管理者、実験動物管理者及び飼育担当者は協力して、実験中の動物についてはもちろんのこと、施設への導入時から不要時に至るすべての期間にわたって、動物の状態を仔細に観察し、必要に応じ適切な処置を施さなければならない。

(適正な実験操作)

第8条 実験者は、麻酔等の手段によって、実験動物に無用な苦痛を与えないよう十分に配慮しなければならない。このため、必要な場合には、管理者、実験動物に熟知している者あるいは委員会の判断を求めることができる。

2 苦痛の排除のための処置は、管理者、実験動物管理者または飼育担当者に依頼することができる。

(実験終了時の処理)

第9条 実験者は、実験を終了した動物に対して、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」により適正な処置を行わなければならない。

2 この作業の一部または全部は、管理者、実験動物管理者または飼育担当者に依頼することができる。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第10条 物理的、化学的に危険な物質、あるいは病原体等を扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮しなければならない。

- 2 実験施設の周囲の汚染防止については、実験者はそれぞれの安全管理指針等に定められている事項を遵守するとともに、施設、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払わなければならない。
- 3 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、遺伝子組換え動物の逸走防止等に特段の注意を払わなければならぬ。

(その他)

第11条 学長は、実験者等に対し、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼育及び保管を行うために必要な基礎知識の習得を目的とした教育訓練の実施その他実験者の資質向上を図るために必要な処置を講じる。

- 2 学長は、本学部における実験動物等に関する情報について年1回程度公開をする。

(改廃)

第12条 この要綱の改廃は、動物実験委員会、各学部教授会及び大学評議会の議を経るものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(大学院バイオ環境研究科設置)

附 則

- 1 この改正は、平成23年12月9日から施行する。(研究機関の長の責任及び改廃の条文整備)

- 2 本内規条項中の接続詞については、規則等の区分及び制定等細則第3条第1項に定めるところに修正する。